

第1回 尾張北部環境組合公害防止準備委員会
議事録（要旨）

日時 令和元年8月20日(火)

午後7時～

場所 江南市防災センター

2階 防災セミナー室（南）

● 出席者等

出席者：16名 欠席者：2名

No	委員	役職等
1	野呂 浩伸 委員	中般若区 区長
2	馬場 盛吉 委員	中般若区 副区長
3	伊神 眞一 委員	草井区 区長
4	須賀 藤隆 委員	草井区 副区長
5	石原 博 委員	般若区 区長
6	中野 太四 委員	般若区 副区長
7	市川 和正 委員	小淵区 区長
9	小室 欽也 委員	南山名区 区長
10	黒木 英夫 委員	南山名区 副区長
11	米田 和司 委員	山那区 区長
12	大滝 雅男 委員	山那区 副区長
14	永井 恵三 委員	犬山市経済環境部長
15	武田 篤司 委員	江南市経済環境部長
16	宇野 直樹 委員	大口町産業建設部長
17	澤木 俊彦 委員	扶桑町産業建設部長
18	阿部 一郎 委員	江南市環境課長

傍聴者：3名

1 挨拶

2 委嘱状交付

3 委員長及び副委員長の選任

学識委員が欠席であるため、委員長及び副委員長選任は次回以降とし、本日の進行は事務局が行うことを事務局から提案し、一同から同意を得た。

4 議事

(1) 公害防止準備委員会の役割について

事務局より資料2を用いて委員会の目的、所掌事務等について説明。

・意見なし

(2) 委員会開催スケジュール案と審議事項案

事務局より資料3を用いて説明。

本委員会は6回の開催を予定。

第2回の委員会までに自主規制値(案)を決めていただき、その(案)を基にプラントメーカーに見積依頼を行う予定。

その自主基準値(案)に対して、プラントメーカーから排ガス処理設備の検討結果や見積が提出され、提出された資料を事務局で整理したものを第3回、第4回の委員会で議論し、最終的に発注段階で公表する公募資料の要求水準書に反映する自主規制値を決定する予定。

その後、メーカーから排ガス基準に対する対応策等を含めた提案書が提出され、来年度の第5回、第6回の委員会でその内容について報告。

・意見なし

(3) 自主規制値案について

事務局より資料4を用いて説明

プラントメーカーへの見積の際に提示する自主規制値の(案)について整理している。

対象項目としては次の5点

- ① 排ガス規制値
- ② 騒音・振動
- ③ 悪臭
- ④ 排水
- ⑤ 工場期間中の騒音、振動、排水

このうち、施設からの排水については、主に処理施設から排出されるプラント排水と

トイレなどの利用で排出される生活排水がある。計画している施設におけるプラント排水は、場内で処理を行い、焼却施設に吹き込むなどすることで敷地外には排水されない無放流システムを検討している。そのため、④排水の自主基準値（案）については生活排水を対象としたものになる。

⑤の工事期間中の騒音・振動等については、第2回で審議する。

① 排ガスについて

（資料 p 2）

関係法令に基づく施設に関わる排ガスの規制物質は、“ばいじん”、“塩化水素”、“硫黄酸化物”、“窒素酸化物”、“ダイオキシン類”、“水銀”になる。

表には新施設に係る法規制値と参考までに既存施設の自主規制値を示している。物質によっては施設規模や建設時期で法規制値は異なる。

新施設への法規制値の内、塩化水素については、 $700 \text{ mg/m}^3 \text{ N}$ となっており ppm 換算すると 430ppm になる。

硫黄酸化物については、地域ごとに設けられる K 値という係数での規制となる。

（資料 p 3、p 4）

p 3 は東海 4 県で稼働後 15 年以内の 24 施設における排ガスの基準値をグラフ化したもの。

ばいじんについて、新施設に係る法規制値が $0.04 \text{ g/m}^3 \text{ N}$ となるが、集計した施設の中では $0.01 \text{ g/m}^3 \text{ N}$ という基準を設けている施設が 11 施設ある。

塩化水素については法規制値の 430ppm を採用している施設が 8 施設あり、次に多いのが 50ppm を採用している施設が 7 施設ある。

硫黄酸化物については 20ppm を採用している施設が 7 施設、50ppm を採用している施設が 6 施設ある。

窒素酸化物は法規制値の 250ppm を採用している施設が 7 施設あり、50ppm や 30ppm を採用している施設も多い。

ダイオキシン類は法規制値の $0.1 \text{ ng-TEQ/m}^3 \text{ N}$ を採用している施設が 7 施設、より厳しい $0.05 \text{ ng-TEQ/m}^3 \text{ N}$ を採用している施設が 9 施設ある。

水銀に関する基準値は、平成 30 年に新たに設けられた項目であるため統計上データがない。

p 3 のグラフの基データが p 4 の表。

（資料 p 5）

p 5 の表は、新施設の自主規制値（案）として事務局が考えている数値。

ばいじん、塩化水素、硫黄酸化物、窒素酸化物、ダイオキシン類については法規制値よりも厳しい基準を設定し、水銀については、法規制値の値を設定している。

昨年度、事務局でごみ処理方式に関する検討を行っており、メーカーに対しても排

ガスの処理に関してもヒアリングを行っているが、昨年度の検討結果も踏まえ、次の点から規制値（案）を設定した。

- ・ 乾式処理が可能であること。
- ・ 目標の達成に特別な処理設備が不要であること。
- ・ 法規制値より低い値であり、かつ採用件数が多いこと。

なお、排ガス処理では、酸性の排ガスにアルカリ性の薬剤を用いて中和処理を行うが、薬剤が水溶液か固形によって、湿式と乾式に分かれる。

湿式に関しては、ガス処理後に廃液が発生するため下水道が整備されている大都市などで採用されている。乾式は排ガス中に薬剤を噴霧し、後段の集じん装置で捕集して除去するもので、コスト的にも湿式よりも抑えられる方式になる。

説明の途中で以下の質疑が行われた。

(委員)

排ガスの対象項目の単位が何を示しているのかわからない。

(事務局)

対象項目の概要及び単位の解説を、当日配付資料としてお配りしている。本日に限らず、適宜不明点をご質問いただきたい。

気体は、温度や気圧条件等によって空気量が変わるため、一定条件での比較が可能なように、0℃、1気圧の標準状態でのガス量 1 m³N (ノルマルリゅうべい) 中の濃度を指す。

ppm は、100万分の1を示す単位で、気体中の物質の濃度について用いる場合は、重さではなく体積比である。

ダイオキシン類の単位に関しては、種類により毒性が異なるため、その中で最も毒性の高い物を1として、その他の物質の毒性を評価しており、その合計で毒性を表している。

(委員)

ばいじんの規制値について、既存の江南丹羽環境管理組合環境美化センターは0.02なのに、なぜ新施設の基準が0.04になっているのか。

(事務局)

新施設の基準を示しているのではなく、新施設に係る法規制の基準値を示している。新施設の自主基準値（案）については後ほどご説明させていただく。江南丹羽環境管理組合の施設は、自主規制値を示しており、法規制値より厳しく設定されている。

(委員)

基準値は、1時間あたりの量なのか。

(事務局)

基準値は濃度で示すもので、時間や年間などの総量を示すものではない。

(委員)

窒素酸化物 (NO_x) の基準値は、自動車の規制よりも厳しいのか。

(事務局)

自動車の基準に関しては把握していないため、確認して改めて回答する。

(委員)

硫黄酸化物 (SO_x) の基準のK値が理解できない。ppm で示してもらった方がわかりやすい。

(事務局)

ppm に換算するには、煙突の高さなど詳細の条件が決まった上で計算をする必要があり、現時点では詳細を示すことが難しい。

(委員)

現時点で、想定している煙突高さはあるのか。

(事務局)

実際の煙突の高さは、航空法の高さ制限を受ける関係で51mとなるが、排ガスは温度や送風機による上昇速度があり、実際の煙突よりも高い位置に排出されることになるため、有効煙突高というもので計算をすることになる。

昨年度、メーカーヒアリング等を行っているので、代表的な条件で試算したものを改めてお示しさせていただく。

(委員)

p 3の硫黄酸化物 (SO_x) のグラフは16施設で、p 4の表では24施設あるのはなぜか。

(事務局)

硫黄酸化物 (SO_x) は、ppm で基準を設けている施設のみグラフにしているため、数が合わない。

(事務局からの資料説明の続き)

② 騒音・振動 (資料 p 6)

騒音に関しては、“昼間”、“朝・夕”、“夜間”の時間帯で法規制値が定められている。振動に関しては“昼間”、“夜間”で法規制値が定められている。

都市計画上の地域区分によって、適用される法規制値が異なる。

建設予定地は都市計画区域で用途地域の定められていない地域(市街化調整区域)にあるため、表中で網掛けしている数値の採用を事務局の案として示している。

③ 悪臭 (資料 p 7)

悪臭の規制は、敷地境界、気体排出口、排出水に法規制値が定められている。

また地域区分によって適用される法規制値が異なる。

建設候補地は第3種区域に該当するため、表中の網掛けしている数値を事務局の案として示している。

規制基準となる臭気指数について、一般に匂いについては個人によって嗜好性があるため、臭気の濃度を数値化し、匂いの強さで示している。

④ 排水（資料 p 8）

新施設ではプラント排水はクローズドシステムのため排水を行わない。そのため、対象としては生活排水のみとなり、生活排水は合併処理浄化槽で処理する予定で、「浄化槽法」に定められる規制基準が適用される。

資料 p 9 にこれまで説明した自主規制値（案）を一覧として示している。

説明に対して以下の質疑が行われた。

（委員）

p 7 の悪臭の排出水の基準は、生活排水に対するものとの理解でよいか。

（事務局）

ご理解のとおり。

（委員）

p 9 の自主規制値（案）一覧について質問したい。

1 点目は、排ガスのみ法令より厳しい自主規制で、他の項目は法令通りなのはなぜか。

2 点目は、自主規制値が目標値であるというのはどういう意味なのか。目標を超えても法令の基準を下回っていればよいのか。あるいは自主規制は絶対で、超えたら即停止させるのか。どのような運用をされるのか。

3 点目は、排ガスの基準は濃度で基準が示されているが、薄めてしまえばいくらでも低くできるので、実際の全体の総量としてどうなのかが地元としては気になる。ごみ量などにもよるので、あくまで予想値でも示していただけるとよい。

4 点目は、基準値を超えた場合は行政罰があるのか、注意に留まるのか。現場の運用管理が甘くなる可能性もあり、基準を示すだけでなく、どのような運用を考えているのかを示していただけると安心感が出る。

最後に、本日も当日配付資料があるが、もっと早く示していただけるともう少し理解できるので、今後は早めに対応いただけるようお願いしたい。

（事務局）

排ガス以外の項目は法規制値であり、騒音・振動に関しては、バックグラウンドが影響する。例えば、セミの鳴き声、自動車の通行など、外的要因で基準を超えている場合もあり、基準値を超えた場合に新施設の稼働が要因なのかの断定ができないため、法令と同じ規制値としている。騒音・振動に関しては、他施設の事例でも法規制値を基準にしてい

ることが多い。

悪臭については、厳しくする場合もある。しかしながら、厳しくすることが良いとは限らないため、今後、基準に関してご意見があった場合に検討する。

排ガスの基準が濃度で示されている点については、分析方法は JIS 等に定められた方法で行っており、酸素濃度 12% 換算で算出するため薄めてしまえばいいということにはならない。排ガスの基準値は濃度であり総量ではないが、今後、事業者が決まり、処理方式などが決まると排ガス量が決まるので、それに濃度を掛けると総量が出せる。

直接的な答えになっていないかもしれないが、2月までに最終的な自主規制値を確定し、その数値で環境影響評価を行うことになる。

(委員)

本日でなくてもよいので、基準値を超えた場合の運用についての回答がなかったので、改めてお示しいただきたい。また、酸素濃度 12% の説明は理解できなかったので、一般市民にわかるように丁寧な説明をして欲しい。

(事務局)

次回までに整理して、お示しする。

その他、お気づきの点などがあれば随時、事務局に問い合わせいただきたい。

5. その他

次回以降の日程調整の連絡を事務局より行った。

閉会